

自治医科大学卒業医師のキャリア形成支援について

令和5年9月26日

千葉県健康福祉部 医療整備課・健康福祉政策課

県では、自治医科大卒業生の義務履行中の自治体病院への勤務と、キャリア形成の両立を支援するため、令和2年度に「自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム」を策定したところです。

このたび、プログラムの円滑な実施のため、別添の改定案の通り、プログラムに具体的な手続き等を規定するとともに、診療科別コースの見直しなどを行うこととしたいので、協議します。

【主な変更の内容】

(1) 臨床研修病院・後期研修期間の勤務先病院に関する原則を明記（新規）

- 臨床研修は、県が指定した旭中央病院又は君津中央病院のうちどちらか一方で行う。その際、同学年が2名以上の場合は、少なくとも1名を各病院に配置する。
- 卒後5年目、6年目は「後期研修期間」とし、原則として、臨床研修を実施した病院に配置する。

(注)

- ・自治医科大生は、修学資金生とは異なり、義務履行中（原則として9年間）は、県職員として採用され、県が指定した病院に派遣されます。
- ・臨床研修病院はマッチングによらず、県と研修病院との協議により決定することとなっています。
- ・卒後3、4年目及び7年目から9年目は、県が指定する中小の自治体病院に派遣されます。
- ・専門研修については、後期研修期間に実施するとともに、派遣先病院（研修プログラム上、連携している場合）、後述の猶予期間（一時的に県を退職）を活用して任意の病院で実施できることとします。

(2) 診療科別コース（モデルコース）の変更

- 旭中央病院で臨床研修を行うコースを6コース設定（従来10コース）
 - ※ 令和2年度版に設定していた精神科、麻酔科、病理、脳神経外科は、診療科別コースとしては廃止。
- 君津中央病院で臨床研修を行うコースを6コース設定（従来5コース）
 - ※ 後期研修期間に旭中央に勤務する産婦人科コースを追加
- 松戸市立医療センターで小児科の専門研修を行うコースを新規に設定

(3) 個別のキャリアプランの提出（新規）

- キャリアプランは4年次以降、毎年度8月末を目途に県に提出する。
- 県は内容を確認し、プログラムの規定に反する場合や、明らかに地域医療等の確保に支障があると認めるときは、見直しを指示する。
- 専門研修を目的とする猶予は、臨床研修1年目の3月末までに、プランに猶予期間を明記する。

(4) 専門医研修を目的とする義務年限の猶予を、1年間に限り認める（新規）

- 猶予取得の取得は希望によることとし、時期については、4年経過後とする。
- 診療科別コース（モデルコース）の選択にはかかわらず、診療科別コースにない診療科の専門研修を希望する場合や、診療科別コースにある診療科でも別の病院を基幹とした専門研修を希望した場合に、同じく1年の猶予を認める。（1年間では専門医の取得はできないため、その後は、カリキュラム制で専門研修を継続することを想定。）
- 猶予期間分の義務就業の時期については、プラン策定において希望を提出する。仮に、派遣可能人数の偏りが大きい場合は県から変更を指示する。

(5) 派遣可能数を推計し、関係病院及び自治医科大生に周知（新規）

猶予制度を新設したことによる影響を確認・共有するため、提出された各自のキャリアプランから、今後の派遣可能数の推移を推計し、共有する。